

# 第6回産業動物・家畜共済委員会の会議概要

## (産業動物臨床部会常設委員会)

**I 日時** 平成19年9月14日(金) 13:30～16:30

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

**【委員】** 岡村 豊(長野県獣医師会理事(長野県農業共済組合連合会事業部専門幹))  
沖 重徳(島根県獣医師会(島根県農業共済組合連合会参事))  
近藤信雄(日本獣医師会理事)  
遠山吾一(茨城県獣医師会会長)  
中野 進(兵庫県獣医師会(兵庫県農業共済組合連合会専務理事))  
前場重紀(香川県獣医師会(香川県農業共済組合連合会中央家畜診療所次長))  
横尾 彰(日本獣医師会理事)

**(欠席委員)** 穴見盛雄(熊本県獣医師会会長)  
酒井淳一(山形県農業共済組合連合会第二事業部長)  
濱名張彦(北海道獣医師会理事(北海道農業共済組合連合会参事))

#### 【農林水産省】

新川俊一(消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐)  
関谷辰朗(消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐)

**【本会】** 大森伸男(専務理事)ほか

### IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等(説明)
- 2 委員会報告の取りまとめと対応の経過等(報告)
- 3 獣医師職業倫理の徹底等(協議)
- 4 委員会における検討事項(協議)  
産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方
- 5 その他

### V 会議概要

近藤委員長(産業動物臨床部会長)から、「産業動物診療獣医師は、国民の健康に寄与する使命があり、獣医師が農家に適切な指導を行い、畜産物の安全確保に努める責務がある。3K職場と揶揄する見方もあるが、食の安全・安心というに寄与するという使命に誇りを持って、日々の業務に従事する環境作りを行う必要がある。一方、昨今の獣医師による法令違反は、国民の期待を裏切る行為であり、獣医師が自らを省みて再発防止に取り組む必要がある。各委員におかれては、今期のテーマに関する活発

な議論をお願いしたい。」旨挨拶があった。

## 1 職域別部会の運営等（説明）

大森専務理事から、委員紹介が行われた後、資料に基づき本委員会の組織上の位置づけ、委員構成、職域別部会運営規程等の説明が行われた。その中で部会委員会の個別委員会の性格について質疑があり、大森専務理事から、当該部会において常設委員会とは別に個別・専門的な課題について検討を要すると認められる事項を検討するために、個別に設置することができる委員会である旨回答された。

## 2 委員会報告の取りまとめと対応の経過等（報告）

- (1) 大森専務理事から、資料に基づき前期の産業動物・家畜共済委員会及び中小家畜動物臨床小委員会の報告書等を踏まえ、平成19年8月22日付で農林水産省消費・安全局長及び経営局長あて「動物衛生家畜衛生対策をはじめとする動物医療関係施策の整備・充実」について要請活動を実施した旨が説明された。

- (2) その後、以下の質疑応答がなされた。

ア 報告書の最後に「動物用医薬品の手引き」について記載されているが、本会では、平成13年から産業動物委員会（当時）において、動物用医薬品の適正処方・流通についての検討し、その報告を踏まえ、4枚形式指示書の活用を農林水産省へ要請した結果、平成15年に農林水産省消費・安全局長から、指示書の写しを獣医師会と自治体が調整を行ったうえで、調整された提出先に写しを一部提出する旨通知された。しかしながら、地域によって提出先は区々であり、県によっては提出された指示書の写しが薬事監視業務に十分活用されていない実情も見受けられることから、今後、活用の状況を再度評価し、4枚形式指示書が実効あるものとなるよう取組むべきである、との意見に対し、

大森専務理事から、農林水産省においては、提出先は、一律に薬事監視委員でなく、都道府県の温度差等の実情を考慮して、「県ごとに調整された提出先」とされた経緯がある。県によっては獣医師会が仲立ち役として機能しているところもある。現状を把握しつつ、本委員会においても、今後議論を進めていきたい旨説明された。

イ 前期委員会の報告書には、農業共済団体退職者の再雇用に関する記載があるが、再雇用するのではなく、退職者は開業獣医師として支援する方向が望ましい。団体側では開業獣医師を競争相手と考える傾向にあるが、今後、団塊の世代の退職者が増加することも十分考慮し、支援体制を構築すべきである、との意見に対し、

中野委員から、再雇用の記載は、産業動物獣医師の不足のため、組織の中の一員として改めて雇用している現状を説明したものであり、団体を退職した開業獣医師の支援とは別の観点からの方策である旨説明された。

ウ 中小動物臨床小委員会の報告書には、巡回診療の記載があるが、これは農畜団体等が中心となって行うものであり、開業獣医師には当てはまらないのではないかと、との意見に対し、

大森専務理事から、中小家畜については、農家の経営も含めたアドバイザー的な獣医師、複数の農家と契約し定期的に巡回診療を行う管理獣医師活動を育成する必

要性が指摘され、この中でこのような獣医師活動を巡回診療としたところである。続いて、横尾副委員長から、中小家畜は乳牛等とは異なり、専門に診療できる獣医師が全国で数十人という状況であること等を踏まえ、今後の中小動物の診療対策を検討した結果、開業獣医師が単発的に農家に訪れるのではなく、管理獣医師として定期的に農家を巡回する方向性が示された旨がそれぞれ説明された。

### 3 獣医師職業倫理の徹底等（協議）

- (1) 大森専務理事から、資料に基づき最近における獣医師に対する行政処分の実施状況が示され、さらに、先般の違反事例については、本会から「職業倫理の徹底」等について地方獣医師会長あて通知を行ったが、特に近年の獣医師道に対する重大な背反行為の増加を踏まえ、獣医師倫理関係規程集の獣医学系大学の倫理テキストとしての活用の継続依頼、国家試験における倫理問題出題の検討、都道府県の監視取締り機能の強化・徹底依頼等、関係方面と協力しながら、取り組んでいく必要がある旨、報告、説明が行われた。
- (2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 関谷辰朗課長補佐から、先般の違反事例について、当該獣医師は無診療で動物用医薬品を処方（獣医師法第 18 条違反）し、製造、販売（薬事法第 12 条違反）した旨報告された。さらに、獣医師が診療行為の中で、医薬品の適用外、人体薬、未承認薬の使用は裁量権を有するが、産業動物診療獣医師は、食品・畜産物の安全に寄与する職責があり、この権限を行使する際は、食品安全基本法における食品関連事業者の責務等についても十分理解し、細心の注意を払って対応いただきたい旨、獣医師会からも通知を出していただいたが、近日中に本省からも、関係機関あて獣医師の獣医師法、薬事法の遵守、さらに権限行使における認識の徹底について通知する予定である旨、説明された。
- (3) 同課新川俊一課長補佐からは、日頃の業務においても、獣医師に対する警察から多数の問合せ等があり、特に医薬品の取扱いに関する違反事例が多く、また、獣医学系大学での倫理教育の徹底については、本省から大学側へ担当官を講師として派遣し、大学で獣医師法、薬事法等の倫理について講義する旨強く打診しているが、何ら返答もない等大学側の意識は低いとの説明があった。なお、本省では現在、獣医師国家試験改善についての小委員会を設置し、記述式で学生の倫理観を問う問題や、実際に動物を扱った実地試験、さらに医師のように正解しないと、医師としての資質がないと見なされ不合格とする問題（禁忌肢）等の導入を検討しており、先般の違反事例を機に、獣医師法等を見直し、獣医師の要指示薬の取扱い、調剤権等について厳しく制限するべきとの声もあるので、今後、獣医師会、そして獣医師自らが襟を正し、できることから取り組みいただき、このような獣医師への不信感を払拭するよう努める必要がある旨説明された。
- (4) その後、以下の質疑応答がなされた。
  - ア 農業共済の「事故外診療」とは、保険未加入農家や対象外動物を診療する事例と理解してよいのか。との質問に対し、

横尾副委員長から、「事故外」とは、農業共済保険の病傷給付対象外となる、予防注射、妊娠判定等を示すものである旨説明された。

イ 獣医師倫理規程集にある「産業動物診療の指針」の「診療料金」における「診療料金の算定」に、「家畜診療加入家畜に係る共済金については、…共済診療点数表及び薬価基準法に従って算出するとされているが、家畜共済非加入家畜の診療料金については、所有者等に十分な事前説明を行い、理解を得るように努めなければならない」と記載されているが、本文章では非加入家畜についても、加入家畜と同様の料金算定を推奨しているように捉えられかねないとの意見に対し、

大森専務理事から、該当の記載箇所は、非加入家畜については、自由診療の中でインフォームド・コンセントの一環として十分に料金の説明をする必要があるという内容であり、診療料金を共済の診療点数と合わせるように言及したのではなく、一般的注意事項として事前説明の徹底を記載したものであると理解していただきたい旨説明された。

#### 4 委員会における検討事項（協議）

##### 産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方

(1) 新川課長補佐から、資料に基づき「産業動物獣医師の確保とその対策」について大要次のとおり説明が行われた後、横尾理事から北海道農業共済組合連合会会報に掲載された獣医学専攻学生の実習記事等が紹介された。

ア 「獣医師の需給に関する検討会」の結果

(ア) 新規参入獣医師の活動分野は、小動物診療への偏り（新規での産業動物診療就業割合が低い）が見られる。

(イ) 産業動物獣医師は、高齢化しており、将来的な不足が懸念され、また、地域による偏在が見られる（地域による診療頭数等の格差の増大）。

イ 現状と課題

(ア) 大学において、産業動物に接する機会減少

(イ) 不慣れな土地では、勤務環境や人的ネットワークに不安

(ウ) 生産者のニーズに即した衛生管理のできる獣医師の不足

ウ 課題に対する産業動物診療獣医師の新たな確保対策（財務省予算要求中）

(ア) 畜産安全対策事業における獣医師育成・確保等支援対策事業費補助金（民間団体対象）

a 就業体験等支援

獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療現場に同行した就業体験（北海道にて）の実施及びシンポジウム、イベント等（獣医学系 16 大学にて）の開催

b 新規臨床獣医師定着促進

新規獣医師等を対象に、地域における実践的な卒後臨床研修を実施し、獣医療技術の習得の他、就業地環境の理解、人的ネットワークの構築

c 産業動物管理獣医師育成支援

臨床獣医師を対象に、農家の経営を見据えた生産管理の知識と実践的な技能を身につけるセミナー、管理獣医師の指導現場に同行した臨床研修の開催

(イ) 食の安心・安全確保交付金

a 地域獣医療提供取組支援事業（都道府県対象 1/2 負担）

家畜保健衛生所、開業獣医師、生産団体等で組織する協議会を設置し、業務連携に係る役割分担の明確化、地域での夜間・休日診療体制の整備、定期パトロール及び現役を退いた者等の「獣医師バンク」の設立等の実施

エ 産業動物獣医師修学金給付事業のあり方

本事業については、産業動物診療獣医師の要請・確保を目的に獣医学を専攻し、将来産業動物診療獣医師を志す（地方公共団体、農業共同組合、農業共済組合等に勤務し、産業動物の疾病予防、治療または家畜衛生の指導（診療）業務に従事しようとする）学生に対して、修学資金の一部を給付することとしてきたが、事業実施から30年が経過し、昨年は、該当者が3名で、事業の存続が危ぶまれている。現在、データベースを作成し、学生、雇用団体等の登録を募っているが、雇用側の登録が少ない。については、雇用団体等に対して、補助率1/2であるが、給付額（月額1～10万円）、給付期間（1～6年間・契約締結から卒業まで）については団体の財政事情等に応じて申請いただくようPR活動を展開している。

(2) 引き続き次のとおり意見の交換が行われた。

ア 修学金給付については、対象動物を産業動物だけでなく、野生動物等も含めると新規獣医師が興味を持ち、確保の一法にもつながるが、その際、予算を要求している事業は畜産振興が目的であるため、別途鳥獣保護等の対策の中での位置づけを検討する必要がある。

イ 獣医療法にある獣医療体制整備の基本方針に基づき、都道府県が計画を定める際、「無獣医師地区」を指定することのことだが、実際は獣医師がいなくても市町村合併等で行政の区分が広域化し、無獣医師地区がなくなるというような合理性を欠く事例もあるので、将来、無獣医師地区となることが想定されるケースも含め、自治体ではこのようなことを十分に配慮し、計画を策定する必要がある。

ウ 全国家畜畜産物衛生指導協会では、「獣医師育成研修等強化対策事業」として、産業動物臨床に携る新規獣医師に対し、大臣指定研修施設において、新規臨床獣医師に対して6カ月間の臨床研修を実施しているが、こちらが技術研修を目的としているのに対し、新規に予算要求している臨床獣医師定着促進の事業については、生産者等との懇談会を開催する等人的ネットワークの構築を主眼としている。

エ 新規に予算要求している地域獣医療提供取組支援事業については、地元設置される協議会で獣医師会が中心的な役割を果たし、高齢者の支援対策の趣旨も含めて、獣医師の人材バンク等の設立を推進すると良い。

オ 畜産関係の事業については、自治体における関係行政の横の連携が不十分な面もあり、獣医師会、衛生指導協会が中心となって取り組まないと、円滑に事業が進まない実情がある。

カ 新規獣医師の育成に関しては、各大学での取組みには限界がある。については、県内のみならず、ブロック単位で取組む必要がある。

#### IV まとめ

近藤委員長から、会議のとりまとめとして、本日の会議概要を、欠席委員を含め送付

する。その後、今後の委員会の議論の方向を委員長、副委員長、事務局で整理し、次回委員会を年内若しくは年明けに開催したい旨説明された。